

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年3月22日（金）15:13～15:47
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学法務研究科教授 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 委員 | 本間 正義 | アジア成長研究所特別教授、東京大学名誉教授 |

<関係省庁>

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 高田 英樹 | 金融庁総合政策局総合政策課長 |
| 犬塚 誠也 | 金融庁総合政策局総合政策課総合政策企画室長 |
| 西田 勇樹 | 金融庁総合政策局総合政策課
サステナブルファイナンス推進室長 |
| 菱田 康泰弘 | 出入国在留管理庁在留管理課長 |

<自治体等>

- | | |
|--------|----------------------------|
| 中本 和弥 | 札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課長 |
| 久保田 研介 | 札幌市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト担当課長 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 安楽岡 武 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 元木 要 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 田中 聡明 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 行政手続の英語対応（出入国在留管理庁）
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「行政手続の英語対応」で、札幌市、出入国在留管理庁、金融庁に、オンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、札幌市、出入国在留管理庁から御提出いただいております、公開予定です。

本日の議事についても、公開予定でございます。

進め方でございますけれども、まず、札幌市から5分程度で御説明いただき、続きまして、出入国在留管理庁から5分程度で御説明いただきまして、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「行政手続の英語対応」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、お忙しい中、本日は、御参加いただきまして、ありがとうございます。

早速ではございますけれども、札幌市から、御説明をお願いいたします。

○中本企画課長 札幌市まちづくり政策局企画課の中本と申します。

御説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」、「英語での行政手続」の中でも、在留資格に関する部分について、御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。こちらは、一例を示したものになってございます。外国人が日本において会社等を設立する場合、様々な届出があるわけですが、その一例として、こちらをお示ししてございます。左上にありますとおり、法律において届出が義務付けられていて、次に、施行規則の中でどういう項目を届け出なければならないかということが規定されていて、それに基づく様式が定められている。それに対して、右下にございますけれども、一定の英語でのガイドが用意をされている。このようなパターンが多かろうと認識してございます。

3ページをお願いいたします。こちらから本日の本題に入ってまいりますけれども、海外企業・外国人が法人を設立する際には、まずは入管法に基づく申請が当然必要となるわけですが、外国語による場合には、出入国管理及び難民認定法施行規則の第62条において、日本語の訳文を添付することが必要とされていると認識してございます。日本語訳を添付する際には、AIツール等の翻訳機能を利用することも考えられるのですが、そもそも日本語ができない手続者が、自ら、真正性、正しいかどうかを確認できないということがございますので、翻訳の部分を含め、行政書士などに頼り切らなければならない実態があると考えております。外国語の記載の真正性を担保するために、一定の信頼性を有する書士の方などを選定することが必要でありまして、これは翻訳にかかる追加のコストと捉えていただくほうがよいのかもしれませんが、相応の手間や費用が発生するほか、内容面について自身での理解も十分にならないという課題もございまして、日本への

進出の障害となっている旨が指摘されております。また、法人設立までに要する期間の株式会社全体の平均は約3週間かかるとされておりますけれども、外国人の手続であればさらに長い期間を要する。これも障害になっていると認識してございます。

4 ページをお願いいたします。そこで、今回は、上陸申請や在留資格認定証明書の申請等々において、添付書類を含めて英語での資料提出を可能とし、出入国管理及び難民認定法施行規則第62条について、英語の場合には添付書類の日本語訳文の提出を不要とするような改正を御提案させていただきたい次第でございます。実際に札幌出入国在留管理局にお聞きいたしますと、英語で記載された証明書類と添付書類については、基本的に訳文の添付を求めているということをお聞きしてございます。こちらは在留管理局ごとに少し運用上のばらつきがあるようでございまして、申請される方の手続の予測可能性を高める上でも、ばらつきの生じないような方法で規定を変更することを提案させていただきたいというものでございます。

5 ページをお願いいたします。今回の規制改革により実現される姿を示したページでございます。具体的には、法人を設立する際に必要となる行政手続において、日本語での書類の記載・申請が不要となることで、開業にかかる時間や費用の負担が軽減されること、また、事業者本人が真正性を確認できるというメリットを期待しているものでありまして、その結果、国際金融都市としてのビジネス環境が整備され、海外企業の参入促進が図られると考えているところでございます。今回、様々な言語に規制改革を適用するというのではなく、申請側・受理側双方にとって比較的判別が容易である英語のみを対象とすることを提案させていただくものでございます。ちなみに、現状において、札幌で起業する外国人に関しては年間10件程度という数字でございますけれども、英語での手続ができない、手続に苦労したという声は非常にたくさん寄せられているところでございます。ここの負担を軽減することで、さらに多くの開業件数へつながっていくものと考えております。また、今回、GX投資を前面に押し出したことによりまして、外国の在外公館の方や実務関係者の方に、Team Sapporo-Hokkaidoに御訪問いただいております。非常にGX投資に高い関心をお寄せいただいておりますが、その際に、是非ともやってくれ、必要だと言われているものがOpen for Businessで、英語でビジネスができる環境を整えることが何より重要だと、じかにお聞きしているところでございます。

6 ページをお願いいたします。札幌市・北海道による手続支援、地元での取組について、掲載してございます。今後、地元といたしましても、札幌市において英語でビジネス及び従業員の暮らしに関する相談対応を行う「ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口」の開設を予定してございます。予算上の制約がありますので、規模には上限がありますけれども、この窓口では、外国人が法人設立関連手続をオンラインで行うことができるサービスを利用して申請を行う際、英語対応可能なコンシェルジュ等が手続の支援を行うという機能を持たせることを考えております。このほかにも、まちのサインのユニバーサル化やバリアフリー化を進めていくことで、外国人を含む総合的な生活環境の向上もまちを挙

げて進めていきたいという考えでございます。最後になります。GX投資等の一種のインフラ投資に関しましては、気候や地理的な条件といった実地確認も含めて調査いたしまして投資判断を行うことが、先進国においては、一般化していると認識をしております。投資実行後も、稼働状況、地域との協働、地域貢献の観点も確認しながら対応を進めていくということでございます。このため、ファンド等の投資主体・投資家におきましても、金融とインフラ双方の知見が必要であると考えておりまして、実際にTeam Sapporo-Hokkaidoにおいてデンマーク等先進地を訪問してございますけれども、こういった先進地において、ファンドに再生可能エネルギー等の専門家を集約するという投資先、また、近隣拠点への人員配置が進んでいるということが確認されたところでございます。こうした国際的な背景も踏まえまして、外国人が進出しやすい環境を北海道・札幌で整えることによりまして、GX産業の集積、金融機能の強化・集積を両輪で図っていききたいと考えている次第でございます。

私からの説明は、以上となります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、出入国在留管理庁から、御説明をお願いいたします。

○菱田在留管理課長 出入国在留管理庁の在留管理課長をしています、菱田と申します。

私からは、資料に基づきまして、「行政手続（在留資格）における訳文添付について」ということで御説明させていただきます。

初めに、1枚めくっていただきまして、こちらの資料で、上陸審査手続の流れについて、簡単に触れております。入国事前審査として、まず、上陸審査手続の迅速化・簡素化のために、在留資格認定証明書の制度を設けています。これは何かというと、入管法第7条の2に根拠があるのですけれども、あらかじめ、外国人の方が日本にいらっしゃる前に、上陸のための条件への適合性について審査して、その結果、条件に適合している場合に、その証明書を交付しますと、その証明書自体は、今、紙の場合とメールで電子交付している場合があるのですけれども、それが海外の外国人の方のお手元に届けば、在外公館限りで査証の発給を受けられるといったメリットがございます。これが、ビザの発給手続の迅速化という趣旨でございます。上陸審査の中では、外国人の方は、旅券とその査証、それと在留資格認定証明書を持ってくるのですけれども、それを持って上陸申請に及びまして、入国審査官が旅券・査証・EDカード・入国目的等について審査していきますけれども、そこでも、事前に審査が済んでいますので、スムーズな上陸許可につながっていく。実際に上陸が認められる場合には、パスポートに、ここにありますようなシール、証印を貼ってもらうこととなります。このとき、中長期在留者になった方については、空港で在留カードが交付されることとなります。今回のテーマになっております訳文添付の話なのですけれども、これは先ほど申し上げました在留資格認定証明書交付申請に限った話ではないのですけれども、この在留資格認定証明書交付申請に関して申し上げますと、申請書に加えて、外国人が本邦において行おうとする活動に応じた資料、その他参考となるべき資料という

ことで、提出をお願いしているところがございます。この資料については、ホームページで、在留資格ごとに何の資料を出してくださいますかということを決めておいて、その一例はこの後に御説明します。その資料について、ある程度英文で読めるところはあるのですが、正確な理解ということもあって、この施行規則第62条という中では、その資料に訳文を添付しなければならないとも規定されております。これを根拠に訳文を出して下さいますようお願いすることがあります。

1枚めくっていただきまして、一例として、日本で起業される方ということで、よく使われる在留資格としまして、経営・管理という在留資格がございます。この場合、どのような資料を出していただくかということを紹介させていただきますと、まず、申請書の中では、身分事項、滞在予定期間、過去の犯罪歴等の有無、学歴・職歴、経営・管理を行おうとする機関に関する情報ということで、例えば、これは申請書のサンプルなのですが、日本語の下に英語で併記されていて、そこに英語で書いていただいても、基本的には対応できるようになっております。この点、まずは御理解いただければと思います。その上で、二つ目の丸になるのですが、申請人の活動の内容等を明らかにする資料として、株主総会等の議事録や雇用契約書等があるのですが、日本の企業だと大体日本語で出てくることが多いです。三つ目、事業内容を明らかにする資料も、登記事項証明書の写しとかになりますので、基本的に、登記の内容ですので、日本語で出されたものの写しが出てくることになります。詳細な資料となっていくときには、各企業で、その詳細なもの、書き改めてもらったものを出していただくことになるので、もしかするとそれが英語で出てくることもあるのかなと、今、お話を聞いていて、思いました。次に、この在留資格「経営・管理」については、事業規模が一定の規模ということで、例えば、常勤の職員が2人以上というところを見ているわけなのですが、その2人の職員に対する賃金支払いに関する文書、住民票も、自治体で出していただくものなので、基本的には和文のものが出てくるのだろうと思っています。その次、事務所所在地とかも、不動産登記のものなので、基本的には日本語のものが出てくるのかなと思っています。ポイントとなるものは、次の事業計画書の写しでございます。これは、実際に審査に携わっていると、どういう事業を営もうとしているかによって本当に様々でございます。そのボリュームとかも、簡潔なものから、結構しっかりと資料を付けてくださるような申請人の方もいて、様々です。内容的にも、専門用語に富んでいるものもあるので、ここの部分が、現場の話を聞いていると、不安要素になってくるかなと考えております。決算文書の写しなども、日本のものを出してきている例が多いので、基本的には、そこも和文で出てくるのかなと考えています。その上で、現状はどうなっているのかということで、先ほどの札幌市さんの御説明の中では、原則は訳文を付けてくださいますということで地方局によってばらつきがあるのではないかとということで、私もばらつきはあるかもしれないと思います。ある程度、原則としてはこの施行規則にあるように訳文を付けてくださいますと言っているところを、我々も、定型的な文書については英文だけでも判断できるものが少なからずあり

ますので、そこについてまであえて訳文がついていないから出してくださいということも殊さらに求めているのではないかと考えています。ここにありますように、パンフレット等、一般に英文で作成の上で配布されている資料のほか、在職証明書や雇用契約書です。雇用契約書も、シンプルなものであれば簡単に見られると思うのですが、何か特別な条件が付されているようなものになってくると、読み解くのに時間がかかってしまうと考えております。定型的なものであって専門的知識を必要とする用語や内容を含まないものであれば、現状でも、全国的に見て、訳文の提出までは求めているのではないかと考えております。札幌入管の扱いについては、この後、また確認してみたいと思います。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 それぞれ御説明いただきまして、どうもありがとうございます。

入管庁から御説明いただきまして、英語の訳文添付のところについて、工夫をしていたところもあると伺いましたので、現状での取扱いも、一定程度、配慮されている部分もあるということで、理解はいたしました。

一方で、最後におっしゃっていただいた、札幌での扱いがというお話がありましたが、現場の運用にどうも委ねられてしまっているところもあるように見受けられます。このあたりは明確に予見できるような形でないとなかなか色々な準備も進められないと思いますので、そういった意味では、昨今よく問題になるローカルルールの特にルール自体が見えないようなパターンの話になってくるように思っております。そうしますと、これはもう少し明確化して、きちんとできる範囲を周知していくことが必要ではないかと思っておりますので、この点、どのように思われるかということが一つです。

もう一点が、高度外国人材を特に受け入れていくということで、札幌市でも先般GXに関する部分も御提案いただいている、GXや金融関連の高度人材を求めていく、海外企業の投資も誘致をしていこうという中であるかと思っております。もちろん、本日の添付文書の中で、こういうものは必ず日本語でつくられているものもあり、住民票等はそうであろうと思います。日本に住んでいればということで、日本語を作るのではという点についておっしゃるとおりの部分もあるかと思っておりますが、会社関係の書類などですと、必ずしも登記等で要請されていない場合は、むしろ、グループ全体の経営・管理などを見ると、日本の会社であっても、海外グループであれば、英語で作っているほうが適切に経営・管理はできるわけです。必ずしも日本に登記されているという一事でもって英語が使われないということでもないと思います。むしろ、事業計画等についても、全般的に翻訳するとなると、実はそこが一番大変なのではないかという印象も受けることがあります。そういう意味では、こういうものについては、例えば、金融庁などでも、色々な受付の仕方があり、英

語でもライセンスが取れるような形の取組は進めておられて、国内においても先進事例はあるように思っております。一般的な金融以上に出入国管理のほうがより外国に接点を持っているような法制であると思いますので、そこは、金融庁でどういう工夫をされているのかも聞いていただきながら、是非対応できるように準備していただくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

今、2点ほど御質問させていただきましたが、それぞれ御意見をいただければと思います。

○中川座長 お願いいたします。

○菱田在留管理課長 それでは、入管庁から、お答えしたいと思います。

一番下に書かせていただいたような定型的な文書であれば訳文の提出までは求めていないということは、より明確にしたほうが予見可能性が高まるということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、そこをどうやって明確化していこうかということは、少し考えていきたいと思っております。全ての文書について英語にしましょうということは、正直、ハードルが高いと思っております。他方で、定型的なものであれば、やってみても、これはもう英語で見ると判断もあり得ると思っておりますので、どの文書を対象にするのかということはまた検討してみたいと思っております。

英語化していく考え方も、金融庁に知見があるということですので、また相談しながら進めていきたいとは考えております。

よろしいでしょうか。

○落合座長代理 ありがとうございます。

金融庁では、このあたりは色々と取組を進められていて、適宜御協力いただけるということでもよろしいでしょうか。

○高田総合政策課長 はい。そのとおりでございます。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

その進め方は金融庁とも協議していただきたいと思いますが、先ほど議論させていただいた住民票みたいに、元来完全に日本語で行政機関が作っているのではないかという部分まで英語である必要はないのだと思います。それ以外の特に会社が作成する書面をできる限り英語化していくことが大事ではないかと思っております。その部分については、できる限りその範囲を広げていくことも必要かと思えますし、例えば、仮にですが、事業計画そのものを全部添付されてしまうと困るというか、色々なことが書いてあるので、どこに何が書いてあるかよく分からないというか、業態の細かいことが書いてあってよく分からないということがあれば、むしろ必要な情報だけ英語で書いて出してくださいという形に指定していただくといった方法もあるのではないかと考えます。色々工夫して、できる限り申請者に御負担がない形をお願いできないかと思えますし、札幌市でも、特にこういうところは困りそうだとということで、既に申請された方も含めて、何か聞かれていることがあれば、その辺は入管庁や金融庁にお伝えいただいて、よりニーズに即した

形での英語手続を実施できるようにしていただければと思っております。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、本間委員、お願いします。

○本間委員 御説明をありがとうございました。

今のお話で、前半のほうは、全国で展開と言いますか、徹底する場合に、定型的なフォームについては英語化するという方針は、大変よく分かりました。それは結構だと思うのですが、特区の話としては、事業計画の写し等も含めて、そういうことが対応できるという自治体さんがあるということなので、全て英語でオーケーということを一律に進めるのではなくて、特区で手を挙げて、こういう対応は札幌市さんの場合にはできるよというお話なので、ある意味、これは非常にテクニカルな話ですよ。つまり、英語に対応できる人たちが行政にどれだけいるかということを含めて、そういう対応ができるということであれば特区でどんどん進めていくということが望ましいのではないかという気がしております。それが、1点。

もう一つは、東京都の場合、ワンストップセンターで在留資格手続はおおむね英語で対応可能となっていると聞いているのですが、東京都のような形のワンストップセンターを札幌市が設置する場合には、それに対して、東京都と同じような形で認めていくと言いますか、あるいは、協力という形を取っていただけるのかどうか。

その2点について、お伺いします。

○中川座長 お願いします。

○菱田在留管理課長 お答えします。

本間委員の御質問について、特区ならではの英語で対応できるということですが、事業計画とか、若干専門用語も含まれるようなものについても対応していくと、正直、どこまでできるのかということはあるのですが、例えば、札幌市で、全てを訳すと大変だから、ある程度、ポイントを絞って事業計画とかも見せていただくということは、一つ、ありなのかなとは思っています。その上で、必要に応じてもう少し詳しく調べたいとなったときに、翻訳でお示ししていただける可能性があるのか、ないのか。例えば、翻訳とかは、利益が実際に生じる札幌市とかの協力が得られる余地があるのかどうかとかも議論にはなっていて、庁内ではそういう話もしています。

東京都の事例みたいなものももちろん参考にしながら札幌市の対応についても検討させていただくことになろうかと思うのですが、東京の事例について、私はあまり承知していないので、よく調べておきたいと思います。

○本間委員 よろしくお願いします。

○中川座長 ほかにいかがでしょうか。

今のやりとりで、私から、御質問させてください。全て英語ということはなかなか難しいというお話を出入国在留管理庁からいただいておりますが、委員の先生方からあったよ

うに、事業計画を全部見なければならぬということなのではないでしょうか。要は、入国に当たっての審査をする際に、必ず見なければならぬもの、理解しなければならぬものとは、一体どういうものなのかということをお教えいただければと思うのですが。

○菱田在留管理課長 その説明ですね。この経営・管理という在留資格に関して言えば、その事業の安定性・継続性について見させていただくわけなのです。そもそも、我々は経営の専門家でもないので、もちろん詳しいところまで判断することは難しいと思うのですが、どういうビジネスを考えていらっしゃるのかという概要はこの事業計画の中で見させていただいているところです。在留資格「経営・管理」については、ガイドラインみたいなものを示していますが、最初の入国の時期ではないのですが、過去の決算文書を見ながら、その経営状態みたいなところもある程度は見させていただいているところがございます。

○中川座長 分かりました。

委員の先生方と出入国在留管理庁とのやりとりで、少しこういう御検討をさせていただけたらと思ったことは、今、お答えいただいたように、事業の安定性・継続性、どういうビジネスをするのかということの大体の把握、決算といったもので、本当に日本語でどうしても把握しなければならぬものとはどの部分なのかということ、もう少し詰めたお話をお聞かせいただければと思います。

本間委員からもありましたけれども、札幌市のほうで、特区で、この在留資格に関します何らかの審査に関しての御協力が得られるということであれば、英語で対応できる部分を限りなく多くの部分に広げていただけるような検討を、金融庁の御知見とかをお聞きしながら、出入国在留管理庁と札幌市で少しお互いに詰めて、できるだけ全て英語あるいは英語でほとんどができるという状況を実現していただけるように御検討いただけたらと思っております。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして、「行政手続の英語対応」に関します、出入国在留管理庁、札幌市、金融庁の国家戦略特区ワーキンググループを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。